

**農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会
土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第11回）に
おける論点整理（座長の指示により事務局取りまとめ）**

1 食品の特定農薬指定について

- ・防除目的で使用する食品（食品衛生関係法令に基づき、販売等が可能であるものに限る。以下同じ。）を特定農薬として指定するに際しては、使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて防除目的で使用する事から、防除効果の有無や薬害については、使用者自らが責任を負うという前提で指定を行う。
- ・たとえ食品であっても、仮に過剰に散布された場合、問題が生ずるおそれも完全には否定できないので、使用の際は薬害や安全性に注意して使用者の責任において使用するよう、指定の際に通知や行政指導等で周知することとする。

2 防除用として販売することを目指す資材の特定農薬指定について

- ・農薬取締法の目的は、不正粗悪な農薬の流通を排除し、安全な農作物の安定的な生産に寄与することである。
- ・防除用として販売することを目的とする資材を特定農薬として指定するに当たっては、不正粗悪なもの（あるいは安全性の面から問題のあるもの）が広範に流通し、農業生産に悪影響を及ぼすことがないように留意することが重要である。
- ・さらに、防除効果が十分でない特定農薬が、防除効果を謳って市販されることは農薬取締法に規定する虚偽の宣伝に該当するおそれがある。
- ・以上のことから、販売を目的としている資材については、その効果及び安全性について、食品などのように、生産現場で既に防除目的に使用され、使用者自らが農薬として利用する場合よりも慎重に審議する必要がある。

**農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第12回）
における論点整理**

1 特定農薬における「原材料」の解釈について

- ・ 特定農薬の「原材料」には、
 - ①「指定の対象とする農薬を製造するために加工等を加えるもの」、
 - ②「指定対象とする農薬そのもの」（既存製品（食品や食品添加物等）を農薬へ転用する場合等）がある。
- ・ これまでに検討した資材にこの解釈をあてはめると以下のとおりとなる。

「検討対象資材等」と「原材料」の関係

検討対象 資材等の名称	原材料	加工の内容	審議状況
食酢 ^{※1}	食酢	加工しない	指定済
重曹	重曹	加工しない	指定済
エチレン	エチレン	加工しない	合同会合において指定してよいとの結論
焼酎	焼酎	加工しない	合同会合において指定してよいとの結論
木酢液	木材・竹材を炭化する時に生じる 排煙を冷却し得られた液体	精製 ^{※2}	合同会合において 審議中

※1 食酢を原材料とする資材のうち、濃縮されたものについては、既指定の「食酢」には該当しない

※2 木材・竹材を炭化する時に生じる排煙を冷却し得られた液体を90日以上静置した後、上層の軽質油と下層の沈殿タールを除去する

2 他法令による規制がある資材の特定農薬指定について

- ・ 登録農薬及び特定農薬は、農薬取締法に基づく規制に加えて、他法令による規制を受ける。これは、農薬取締法の規制と他法令の規制が、それぞれ異なる目的で実施されるためである。
- ・ したがって、特定農薬の指定に際しては、当該農薬に係る他法令等に基づく規制の遵守を徹底することとする。具体的には、他法令による規制や業界の自主的な規制等の内容を適宜反映し、通知等により使用者に対し使用・貯蔵上の注意事項等の指導を徹底していくこととする。

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第13回）
における論点整理

使用者が原材料を調達し自ら製造して使用している資材であり、かつ、農薬製剤として販売される可能性のある資材の特定農薬指定について

- 1 使用者が原材料を調達し自ら製造しなければ使用できない資材（化学的に処理するなど、原材料に加工を加えたもの）であり、安全性を担保する既存の枠組み（法目的の異なる他法令による規制や業界の自主的な規制等）が確立されている資材については、合同会合において、評価指針[※]に基づき審議した結果、安全性に問題がないとの結論が得られれば、特定農薬として指定を行う。

※「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について」（平成16年3月1日付け15消安第6522号・環水大土発第040301001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。）

- 2 使用者が原材料を調達し自ら製造して使用する資材（原材料を化学的に処理するなど、原材料に加工を加えたもの）であるが、農薬製剤として販売される可能性もある資材については、販売されることを前提とし、防除効果が得られない、農作物等に薬害を生じさせる、虚偽の宣伝をして販売されるなど、不正粗悪なものによる農業生産への悪影響の程度を勘案し、販売を目的としている資材と同様に慎重に審議する必要がある。
- 3 なお、上記の特定農薬の指定に際しては、①他法令等による同資材の定義を引用するなどして指定対象をできる限り明確とする、②市販される場合はその品質が何らかの形で保証される仕組みをとるなどの取組みによって、指定制度の適切な運用を図る。